977-4

1978.6.28 3rd Pr.
橋爪大三郎
1977-3-16 1st Pr.

# 性別論*（予描）

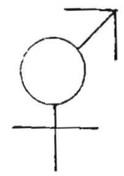

[構成]


| | | 頁 |
|---|---|---|
| | 序 | 2 |
| 1 | 性と生殖（未完） | — |
| 2 | 性分化 ——身体的性別の諸層—— （略） | — |
| 3 | 半陰陽（略） | — |
| 4 | 性別 | 5 |


＊「性別論」は，『記号空間論』（準備中）の断片です。『記号空間論』の構想そのものについては，別紙を御覧下さい。

はじめ，「性別論」全体の草稿を完成させようと思いましたが，いくつかの理由により，「序」と「4．性別」の骨子だけにとどめました。なんなりと，御批判下さいますよう。

なお，性別論関係の文献リスト もありますので，もし希望の方がおられればお申しこし下さい。この領域に詳しい方の御教示も，お待ちします。


248 鎌倉市材木座5丁目9—11　0467—22—1030
（はしづめ　だいさぶろう）


（片側30字×30行＝900字）



## 序

なにゆえ，ここで，ことさらに性別を論じはじめねばならないのか？　まず，これから，説きおこしてゆくべきだろう。さしあたり，それには，2つの理由を挙げておく。

まず第1に，性現象が帰（も）っている，境界的な性格の重要性が，われわれの関心をこの領域に向けさせるということ。構造人類学がすでに明らかにしたように，性領域こそは，人間を1個の記号的な実践者として把握するわれわれの立場に，有力な根拠を提供する場所のひとつなのだ。すなわち，そこでは，人間が身体として自然にある仕方と，表現者として記号空間にある仕方とが，典型的に斬り結んでおり，そこに，われわれは，ふたつの秩序の間の移行点を探りあてることができるから，である。以上は，いまや，こと改めて語るまでもなく，われわれとわれわれの同時代者に共有された理解となっているのかもしれない。

これに加うるに，第2の理由とは，個々の人間の生と運命とを考えようとすれば，性別を抜きに何事も語ることができないこと，である。それにもかゝわらず，性別を主題とし，性別を充分に論じた例を，われわれはあまりにも知らなさすぎるように思われる。人間個体は，例外なく，各自の身体を性領域のなかに横たえている，そこで各自がうけとる規定性は，性別でしか，ありえない！　とすれば，われわれは，各個体がいやおうなしに被るこの性別という規定性の実質が，いかなるものであるか，能うる限り明晰に見定めておく必要があるだろう。この作業が充分満足にすすめられれば，それが，直接的にか迂回的にか，性別に起因もしくは連関する社会的な差別・抑圧機制を告発し，そこからの解放を志向する現代的な運動——しばしば，Women's Liberation とよびならわされている——の，理論的な基盤に接岸することすら，不可能ではない，と予想されよう。

かくして，われわれは，性領域のなかから，まず，性別という問

題をえらびとり，この男／女の性別の原理的考察をこころみるのである。

ここで，当然，次のような疑問が提示されても，不思議はないであろう。曰はく，性別のような，先天的に定まる事柄をとりあげて詮索することは，はじめから無意味ではないか？　生物学的興味をもって人体をとり扱おうとする場合ならいざしらず，それ以上の帰結を性別に関する議論に求めようとすることは，できない相談ではないのか？

常識的な発想によれば，男／女とは，相反し互いに対立しあう両極的な性別なのであって，どの人間個体もこのいずれかに帰属している，そして，現にわれわれがそうしてある以外にない以上，性別は，変更できぬわれわれの定めとして，受容すべきものである。それについて思案を重ねるとしても，すでに誰でも知っている以上のことがわかるわけではない，要するに，男は男，女は女なのだ。かりに，そのいずれでもあったり，いずれでもなかったり，いずれかになりたがらなかったりするような，固定した男／女の枠では捉えきれない人間個体や事象が見出されたとすれば，それは，常軌を外れた逸脱であるか，あるいは，悲しむべき異常である、とみなされるほかはあるまい——。このような，性別に関する厳格な2分思考は，牢固としてわれわれの日常意識のうちに生えひろごっているのだが，こうした素朴性別観に立つ限りは，性別を、七面倒臭く衒学的に飾り直すことに，これっぽっちの意味もない，と言えるだろう。

ところが，性別は，われわれが考えがちであるよりも，おそらくはるかにはるかに，あやふやなものである。まず，男（性的なもの）／女（性的なもの）という対立をたてて，これを仔細に検討してみるとすれば，それを単一の指標によって浮き立たせることは困難であることに，気付かざるをえないだろう。かくして，男／女は，さまざまの水準（たとえば，身体の部位，気質，役割，…）における副次的な諸対立や漠然とした傾向性のようなものに，ばらばらに分解してしまうことになる。さらに，男／女は，つねに相反しあい対立しあう2項であるとは，限らないかもしれない。むしろ，相互に浸透しあい，表裏をなして同居する原理である、という理解もまた，生まれてくる。たとえば，JungやLirarの所説を念頭に浮かべてみればよいだろう。おそらく，つきつめて考えてみればみるほど，性別概念は，はじめにみせていた確固としたところを喪って，ますます曖昧なものとなっていき，性別も，また性別に関する意識も，きわめて危うい土台の上に立っているにすぎないことを，誰しも気付かざるをえなくなるはずなのだ。



従来，こうした性別の実相は，文学者，精神医学者，思想家らのすぐれた洞察によって，しばしば直観的に，指摘されてきた。また、最近も急速に進歩しつつある遺伝学，内分泌学，動物行動学などの知見が，このような視角に有力な根拠を与えるだろう。これら理学的な性研究の帰結は，個体の性別がきわめて頼りないものにすぎないことを，ますます明きらかにした。こうした理学的な知見には、比較的最近えられたものが少なくなく，そのため，性をめぐって20世紀前半に展開された理論の多くは，多分に，時代遅れのものとなってしまっている——勿論，論述のすべてが無意義になってしまったというわけでは，毛頭ないが。

そこで，ここでのわれわれの最終的な作業目標は，なるべく新らしい医学・生物学的知見をもふまえ乍ら，性（別）に関する一貫した理論的な立場を提出すること，にある。そのため，たとえば半陰陽などを，考察の素材とすることになるだろう。性別概念が模糊としたものでしかないのに比して，かえって，日常的な性別観念は、あまりにも明晰なものであることこそを，われわれは，問題としなければならない。われわれの即自的な性別観念は，われわれの社会のlocal knowledgeであり，解明すべき特殊な集合表象なのであるから。

## 1. 性と生殖

（未完成のため，余儀なく省略）

## 2. 性分化 ——身体的性別の諸層——

（草稿は出来たのだが，もっと新しい資料を手に入れる予定がある上に，長くなりすぎるので，省略）

## 3. 半陰陽

（2節と同じ理由で，省略）

## 4. 性別

（草稿を書く段階で，論旨がまだまだ不徹底で発展の余地があることがはっきりしたため，序のような平明体の散文に書き直すエネルギィが勿体なくなり、論旨のポイントを，D（定義）、F（事実）、H（仮設）、Th（定理）…の羅列に，必要最小限の註釈を付すだけの形で，提示することにした。）

2節、3節でのべてきたように，身体的性別は，医学的、生理学的，内分泌学的，遺伝学的、……，総じて、理学的記述の対象である。この局結を要約すれば，

D1 身体的性別とは，個体の性分化の（自然的な）過程である。

これに対するものとして，われわれはつぎに，社会的性別について考えてみるべきだろう。通常「社会的性別」という場合，そこには、法的性別（legal sex）、養育上の性別（nursery or rearing sex）、社会的・行動的性別（social or behavioring sex）



などが含まれる。しかし，これらの内実は、必ずしも明確に規定されていないし，相互の関連もはっきりしない。社会的性別について論じるのであれば，その議論は，少なくとも、①なぜ，社会的性別が，身体的性別からは独自の水準としてなると考えることができるのか，②そのような社会的性別は，どのような根拠に基礎づけをえて，存立していると考えられるのか、といった諸点を、闡明にするものでなくてはならないだろう。

われわれは，半陰陽者の事例に、すでに①の論拠をみた。そして、②に関しては，素描的に，つぎのようにのべておこう——社会的性別は，ひとつの規範として、それ自体を根拠に存立する。また，社会的性別は，機能的基礎づけをえており，いま一方で心的性別と展開させる、と。

社会的性別の最も一般的な規定として，われわれはさしあたり、つぎのように言っておこう。

D2 社会体系のなかで決定される性別を，社会的性別（あるいは，単に性別）という。

性別が，社会体系のなかで決定される、とは，いかにしてか？社会的性別は，身体的性別が終わったところからはじまるのであり，その交替地点に，性別判定がある。

D2.1 新生児の性別の値を判定することを、性別判定という。

D2.11 性別の値とは，男（性）／女（性）である。

さらに，

F1 性別は，外陰部の形状にもとづいて，判定される。

社会的性別は，身体的性別からのある種の写像としてある。社会的性別は，①2値的である、②不変である、という点で，①多値的もしくはanalogな分布をなし，②可変的である、身体的性別とは区別される。

D2.11での男性／女性の対立は，この段階では，ただ単に形式的な対立としてだけ導入されただが，その内実は，性別規範（D2.3），機能的性別（D3），心的性別（D5）として，3重に具体化されることになる。

さて，社会体系は，自らを分業系として組織しているのであるが，この分業系は，性別分業系としての層位をもつ。

D2.2　分業系のうち，性別関与的に，規範化され構成されてある部分を，性別分業系という。

ここで，「関与的 pertinent」とは，もと Saussure の用語である。

D2.3　性別分業系のなかで，ある個体に与えられる規定性の総体を，性別規範とよぶ。

ところで，

F2　人は，性別をうけとると同時に，性別規範をもうけとる。

ということがある。性別自体も，また諸々の性別規範（性別にまつわるあれやこれやの拘束，制限，当為など）も，規範であり，個体にとってな、ともに所与の規定性であるから，両者は混同されるかもしれないが，われわれはこれらを互いに厳格に区別しておく必要がある。

・D2.4　性別の値を表示すべく規範化されてある，種々の標識を，社会的性徴という。

社会的性徴も，性別規範の一半であり，各個体に一種の記号的性別を付加する。個有名，身体技法，服飾（モード），言辞遣いなどに刻みこまれる社会的性徴は，社会がつねに性別的な空間として構成されていることを，示している。

・性別分業系は，完全に恣意的 arbitraire に組みたてられる秩序



であろうか？　事実、「女だからあれをしてはいけない…」といった性別規範の多くは恣意的であり，その限りで，任意に追加したり削除したりすることが（原理的に）できる。もし，すべての性別規範が恣意的であるのなら，必要な規範を対置することによって，性別に関するあらゆる不都合を解決することが，不可能ではないだろう。

しかし，性別が，性現象のなかにその根をおろしており，性もまたある種の機能を保つものである以上，性別分業系が全く恣意的に構成されたものだとは，いえない。

D3　ある個体が身体的性別の潜能にもとづいて発揮する（可能性のある）機能に準拠した性別を，機能的性別という。

より具体的には，われわれは次の定義を下しうる。

D3.1　機能的に定義された女性とは，分娩する可能性のあるもの（または，あったもの）を、いう。

D3.2　機能的に定義された男性とは，人間のうち女性でないものを、いう。

ついでに，のちの D5.2，D5.3 の定義に必要な，母をも定義しておこう。

D3.3　母とは，女性の機能的な現実態である。

（社会的な）父を，機能的に定義することは，適当でない（D3.2 をみよ）。

機能的な性別とは，産む性／産まない性、という対立である。この，「産む」という機能は，実際の出産によってようやく弁証されるようなものである。しかく，（事後的に）結局産まない場合，（未成熟，無排卵，性腺疾患、その他よく検べてみないと判らない原因によって）産めない場合，あるいは，（閉経期，子宮の摘出などによって）産めなくなった場合を含めて，女性を機能的に特徴づ

けているのは，そうした機能を発揮する単なる可能性なのだ。

F3　性別判定は，機能的性別を，予料する。

たとえば，ヒヨコの鑑定士という職業がある。孵化したばかりの何千羽というニワトリの雛の性別を，瞬時につぎつぎ誤りなく判定していく仕事である。鳥類では，オスに陰茎がなく，しかも糞丸下腹が生じないため，判定作業には非常な熟練を要する。ここで，外陰部の形状を手がかりに判定されているのは，ヒヨコが成体となったとき雄鶏を産むかどうか，という，機能的性別なのである。

D2.1，D2.2．F3 より，

Th1　性別分業系は，機能的性別に基礎づけられている。

外陰部の形状は，機能的性別と，蓋然的に結びつくにすぎない。

D3.4　身体的性別の一部に対して，作為的に変形を与えうることを，（身体的）性別の可塑性という。

今日の技術水準では，外科的形成手術，ホルモン投与等により，完全に分化した外性器ならびに第2次性徴でも，反対の性別のものにつくりかえることが，充分に可能である（いわゆる，「性転換手術」）。

そこで，空想的な場合を考えれば，次のように言えるであろう。

Th2　機能的性別にまで性別の可塑性が及べば，性別は完全に恣意的となる。

これは，乱暴な言い方に直すと，男が子供を産む事態，あるいは，女が子供を産まない事態に相当する。後者には，将来幾分の実現可能性がある。しかく，

F4　性別の可塑性は，目下のところ，機能的性別には及ばない。



Engels は，かって，性的分業が人類最初の分業である，とのべた。われわれの定義では，機能的性別は，あらゆる規範に先立って自然的秩序のうちに存する，したがって，機能的性別それ自体は、性別分業系のなかには含まれないことになる。性別分業系の変革可能性については，最後に論ずる。

ここまでの議論をまとめてみれば，

Th3　身体的性別と，社会的性別とは，有縁（motivé）である。

すなわち，両者は，同一でもないし，無縁（immotivé）でもないのである。

避妊法の普及によって，われわれの社会では，生殖と性愛とが，異なるふたつの領域であることが，ますます明白になってきている。もともと，ヒトには性周期が欠けており，生殖と性愛とが分離しやすかったのである。そこで，機能をはなれ，性別のいまひとつの面，性愛の領域に目を転じよう。

われわれは，対人的交流の全域を性愛と考え，そこでの性別を問題とする。まず，つぎの根本規定を与える。

D4　他者を具体的個体としてしることを，対称化という。

他者を「具体的にしる」には，感性的にしることを要する。

D4.1　具体的な他者を，ある性別の値をもった個体としてしることを，性的対称化という。

D4.11　他者の性別と異なった値に性的対称化を行うことを，性別錯認という。

われわれは，他者を性的対称としてもつのみではなく，自身を，性的な自己把持のもとに措いている。

D4.2　自身を、ある性別の値をもつ個体として、しることを、性的自己把持という。

割礼――社会が個体の身体に性別を加工する儀礼――は、性的自己把持を完成させやすくする。

D4.21　自らの性別と異なった性的自己把持を行うことを、性別倒錯という。

なお、性的自己把持がどのように開始されるかについては、H7 をみてほしい。

性別は、ある程度恣意的であるから、同性、異性といった概念は、慎重に規定する必要がある。

D4.3　自己把持する性別の値と一致するような他者の、性的対称化を、同性的対称化という。

D4.4　自己把持する性別の値と一致しないような他者の、性的対称化を、異性的対称化という。

このようにもってまわった言い方になるのは、身体的性別に依拠せず、心的事象として、同性／異性を考えたいからに、他ならない。

さて、対人的な場面では、人は、つねに性的存在者として、相互に出会う。

D4.5　個体が自身の他者をそれとしり、他者もまたそうすることを、相互対称化という。

D4.6　身体の相互性にもとづいて実現される相互対称化を、性関係という。

すなわち、すべての対人関係は、性関係である。

D4.7　身体の直接的相互性にもとづいて実現される相互対称化を、性愛関係という。



D4.71　性愛関係のうちにおかれた身体を、性体という。

D4.72　性関係から性愛関係への発展がとどめられることを、中和という。

多くの公開的な場面では、性別が互いに判明であるにもかかわらず、身体が性体たりうる可能性が、全く没却されている。それは、性関係が不在であることを意味せず、中和作用の介在を意味する。

D4.7 から、次の定義をみちびける。

D4.8　身体の直接的相互性にもとづいて相互対称化を実現することを、性愛という

D4.81　性別の値を同じくするもの同士の性愛を、同性愛という。

D4.82　性別の値を異にするもの同士の性愛を、異性愛という。

上の同性愛／異性愛の定義は、社会的性別の水準に立って、下してある。

性愛領域で性別を考えるとき、なかなかに解き難く思われる問題がある。それは、同性愛／異性愛をめぐる問題である。常識によれば、異性愛は「自然」なことであるから、人はそれを実現する、そして、同性の人々を、性愛の対称とはしないものなのだ、という。しかし、通念としての社会的性別に疑念をさしはさむ立場に徹底すれば、人類の半分をあらかじめ性愛の対称から排除してしまうことが、きわめて理不尽である、とも言いうることに気づく――もっとも、まだ人類の半分が残っているからいいじゃないか、という考え方もあるだろうが。　①人は、なぜ、一般に異性愛へとさしむけられるのか？　②それにもかかわらず、なぜ、同性愛が広汎に存在しうるのか？　性別理論は、この2つの問いにこたえるものでなければなるまい。　①、②にこたえる理論を、ちっぱり思いついてみ

た。

まず，第1の理論では，性愛は一種の本能だと考えるところから、出発する。

H1　性愛は，人の生得的能力である。

H1.1　人は，異性の性徴に反応する回路を内蔵している。

F5　人は，観察可能な第2次性徴を、そなえている。

F6　人は，観察可能な社会的性徴（条件刺戟として働く）をそなえている。

Th4　異性愛は，人の生得的能力の実現である。

Cor.　同性愛は，誤まれる条件づけの帰結である。

第2の理論は，つぎのようなものだ。

H2　性愛は，学習される。

H2.1　人は，自己の性別，および性別規範を受容する。

H2.2　人は，他者の性別，および性別規範を受容する。

くわるに，

F7　異性愛は，正機能的である。

Th5　異性愛が規範化される。

H2.3　人は，性愛が異性愛として実現されるべしとの規範を、受容する。

Th5.1　人は，異性愛を実現する。

Cor.　実現された同性愛は，逸脱事例である。

これらの理論は，いずれも，同性愛／異性愛の対立は，疑問の余地なく，異質な性愛の対立をあらわしている，と考えている。しかし，われわれは，つぎのように考えてみよう——同性愛者（たち）は，性別の見境がないのではなく，ただ，規範的な同性者のなかに、自らの身体表現にふさわしい異性対称を見出しているにすぎないのではないか、と。



H3　性愛は，相互の異性的対称化を前提とする。

Th6　同性愛は，つぎのいずれかの場合に生じる。

(i) 一方に性別倒錯、他方に性別誤認があるとき。

(ii) 一方に性別倒錯と性別誤認，他方にもまた性別倒錯と性別誤認があるとき。

Cor.　同性愛は，実質的な異性愛である。

Cor.　実質上の同性愛は，存在しない。

同性愛によく「男役」と「女役」が分化するという事実は，この理論の証左となるかもしれない。Th6 (ii) にあげたようなこみいった性別の倒は，サドの小説「恋のかけひき」の中にも出てくる——もっとも，そこで描かれているのは，異性愛の場合だが。

もうひとつ，次のような理論の可能性があろう。この場合，性愛は、相互の異性的対称化を必要としない。

H4　性愛は，同性／異性と無縁である。

H4.1　同性愛と異性愛とが種差をもつのは，それが身体的に基礎づけられている限りにおいて，である。

H4.11　同性愛より異性愛が好まれるとしても，それは，身体的により「具合がよい good to fuck」からにすぎない。

Th7　人が異性愛を実現するのは，好みによる。

Cor.　人が同性愛を実現するのも，好みによる。

この唯物的な理論によれば，性愛表現は，異性者のうちに自らの姿を認めることでは、ないことになる。

さいごに，第5の理論的可能性をあげておこう。

H5　人は、すべて，その具体的姿において，両性的である。

Th8　性関係において，純然たる同性関係も、純然たる異性関係も，存在しない。

ただし，社会的性別としての同性／異性関係が、このようなときでも存在していることは，勿論である。

Cor. 性愛において，同性愛も、異性愛も，存在しない。

Cor. すべての性愛は，両性愛である。

以上の理論のいずれに軍配を上げるべきか決めかねている。

実際には，異性愛が婚姻という形で規範化されているため，同性愛／異性愛の対比が大きく捻じまがってしまっており，きわめて見通しがつきにくくなっている。しかし，婚姻が規範として解体されたとき，性愛がどのような形をとるかは，興味ある主題なのだ。

しばしば，あれこれの「男らしさ」、「女らしさ」ということが話題にされる。その多くは，われわれの local culture であり，普遍性をもたないに違いない。しかし，それは，全く根拠のない発想であろうか？ 心性が性別に左右されるかどうかは，大事な論点であるので，われわれは以下，性別の成人が有する mentality の連差を想定し，心的性別とよぶことにしよう。

D5 性別による心的連差を，心的性別とよぶ。

D5.1 生得的要因に由来する心的性別を，心的性差という。

生まれつきの男らしさ，女らしさというもの，男性気質，女性気質のようなものは，想定可能であろうか？ かりに心的性差の存在がたしかめられたとすれば，どのような社会変革ののちにおいても，たとえば，「女は非論理的だから，もともと責任ある地位にふさわしくない」という類いの理窟が，まかり通ることになる。

H6 心的性別は，心的性差を含まない。

上の仮説は，証明されたわけではないが，傍証がある。

F7 半陰陽者は，男として育てられれば男の，女として育てられれば女の，完全な心性を示す。



F8 ある種の性別分業系を採用した結果，男は「女性的」さ，女が「男性的」であるようになっている社会が，実在する。

F9 女性の体位でさえ，社会的環境のちがいによって，男性とほぼ等しい社会も，いちがるしく劣る社会もある。

浅香[1968]は，Klinefelter症候群の患者（性染色体構成XXY）に，6例中5例の心的女性化傾向がみられると報告しているが，どうも根拠がうすい。

男／女の心的性別は，つぎのような規定から，出発できるだろう。

D5.2 （心的）女性は，母を同性とする（あるいは，母によって同性的に対称化される）。

D5.3 （心的）男性は，母を異性とする（あるいは，母によって異性的に対称化される）。

心的性別がどのように生じるかは，性的自己把持の端緒ときりはなせない。次のように考えてみよう。

H7 自己把持される性の値は，母による性的対称化を機縁として，決定される。

しばしば，母が，対称として，男児には「ボク」、女児には「○○子チャン」とよびかけ，子供が，それらを，反響語の如くにして，自称に用いているのを、みかける。これは，母の性的対称化を契機として性的自己把持が開発される場合の実例、ともみられよう。しかし，母語圏を考えてみると，この構造は必ずしもすぐに一般化できるものではないようだ。

母子相互の性的対称化の中で，幼児は何を学ぶのか？ 幼児は，おそらく，単に母が自らと同性であるか異性であるかを学ぶのではなく、自らと他者との性関係においては，同性的なつながりがあるか，それとも異性的なつながりがあるか，いずれかしかない、ということを，激しく学ぶのである。幼児は，対称的な身体表現を，性

別的に裁ち直すことを，しっていくのだ。

心的性別がどのように展開していくのか，どこまで現存する男／女の心的世界の構成の差異を説明できるか，充分考えてみる必要があるだろう。たとえば，よく，「男性の方が，論理的，抽象的，創造的だ」などといわれるが，それを，心的性別として説明することができるか？

H8　人は，自己の身体の直接性を，母との連続性においてとらえる。

Th9　（心的）男性は，自己の身体の直接性に対して，異性的対称化を施すことができる。

Cor.　（心的）男性は，このことの反作用として，身体から出離する抽象性として，自らの性的自己把持を見出す。

Cor.　（心的）女性は，自己の身体の直接性に対して，そのような異性的対称化を施す契機をもたない。

また，男／女の成熟径路の相違にも，注目できよう。（心的）男性の成熟は，母と全く分離することによって完成するのに対し，（心的）女性の成熟は，母と同一化することによって完成するのだから。かくして，男は死へと，女は生へと，推しだされる。

心的性別は，母を介して，機能的性別に根ざしている。機能的性別が廃絶されるか，あるいは，養育システムが全く変化することでもない限り，消失することはないであろう。

D5.4　近親婚禁忌とは，身近かな性的対称との性関係を，性愛関係からひきはなして保とうとする，内発性である。

このように，性愛関係からひきはなして保たれた性関係から，社会の空間性が生みだされてくる。

ついでのことに，吉本隆明の造語になる，遠隔対称性の概念を，紹介しておこう。



D5.5　自らの（性的）対称を，より遠隔において見出そうとする志向性を，遠隔対称（志向）性とよぶ。

すると，次の関係が成立つように思われる。

Th10　近親婚禁忌と，遠隔対称性とは，互いに作用－反作用をなす。

吉本の遠隔対称性理論には，若干疑義があるので，機会があれば批判を試みたいと思っている。

最も身近かな性関係として，母子関係がある。D5.4 にしたがえば，近親婚禁忌のはたらきに，心的性別による差異をみとめても，不思議ではないように思える。しかし，断定を下すまえに，母の概念と対照的に，父の概念を検討してみなければならない。そうした作業は，性別論をはなれ，すでに家族論の領域であるので，ここで打切らざるをえないのは残念だ。

性別論から家族論への架橋点として，次の定義をあげておこう。

D6　規範化された異性愛は，婚姻である。

D6.1　母の配偶者を，父とよぶ。

婚姻は，嫡出などの概念を含むので，厳密な定義として D6 が不充分なことは，勿論である。D6 に関連して，近親婚禁止，近親関係などの定義が必要であるが，これも，今のべた理由で，ここで展開することはできない。

家族，親族領域が，本質的には，規範化された性関係・性愛関係からなる体系として記述でき，またそうして分析すべきものであるなら，われわれは，つぎの仮説をもうけていることになる。

H9　家族（および親族）は，①性別，②母子，③婚姻，の3つの Basic Concepts（のみ）によって，演繹的に構成できる体系である。

さて，性差別を，次のように定義しよう。

D7　性別に関与的な、社会的規範ないし規則の総体を，性差別という。

どのような規範が，性差別を構成するか？　性別に関与的であることが、単に性に関わるということと区別されねばならないのは，勿論である。たとえば、同性愛を禁圧する社会があったとしよう。

Th11　同性愛禁圧は，性差別ではない。

というのは，男性の同性愛も女性の同性愛も一様に禁圧され，かくして，性別に関与的な規範ではないから，である。

性領域における自由ないしは解放とは，一方では、性表現の自由ないし解放，すなわち，人が性関係または／および性愛関係へとひらかれていることを，いま一方では，性差別からの自由ないし解放，すなわち、人があらゆる性別規範をまぬかれていることを，包含する。われわれは，前者を，性解放，後者を、性別解放、とよんでおく。

D7.1　性差別を無化（ないし極小化）することを，性別解放という。

D7.2　性別を無化（ないし極小化）することを，性別解体という。

上のふたつの概念は，全く別個である。

Th12　性別解体によって，性差別は，差別一般から区別されるその特殊性を喪い，差別一般のうちに解消する。

性差別は，当該社会の分業系にしみついた性別分業系に，その一切の淵源をもっている。ところで，性別分業系は，機能的性別に基礎づけられていた（Th1）のであるが，この機能的性別は，いまのところ，変革可能な範囲にない（F4）。かりに，機能的性別が廃絶されれば，性別は恣意的となる（Th2）ので，性別解体が可能であるから，Th12 により，性差別の問題は霧散する。しかし．現に機能的性別が厳存する，その限りで，性別分業系の変革可能性に限定が生じる余地があるかもしれない。が，おそらくそれは想像されるよりもきゆめてせまい限定にすぎないであろう。

心的性別と性差別との関連については，いまは不明である。

この小論の第4節で展開した部分から，性差別ー性別解放について言いうることは，まだそう多くない。性差別を充分論ずるには，性別分業系のより具体的な諸相，とりわけ，資本制的な性別分業系の実相にわけ入り，それを，細密かつ大胆に解析していく必要がある。性差別は，原理的な問題である以上に、情況的な課題である。資本制空間論の展開がある程度に達したときには，性差別および資本制家族論に，とりくんでみたいと希望している。　（了）



——oo——

希望者には．以下のコピィ、おわけします。

橋爪大三郎「20世紀理論言語学の展開」
〃　「非1価市場における交換」
〃　「吸血鬼；あるいは，コミュニケーションへの断直」
〃　「メガネの三角形 — 日常の記号学 — 」